

# 傷害保険事故の急激性に関する一考察

竹 瀨 修\*

## 目 次

- I. はじめに
- II. 急激性要件の学説
- III. 判例の動向
- IV. ドイツ傷害保険約款における急激性 (Plötzlichkeit) 要件
- V. 結 語

## I. はじめに

わが国の傷害保険契約においては、急激かつ偶然な外来の事故による傷害の結果に対して保険給付が行われるのが一般的である。損害保険会社が扱う傷害保険と生命保険会社が扱う災害関係特約などがその典型例である。後者は、この一般的な保険給付要件に加えて、約款に記載の別表の事故に該当することを要件にすることが多い。

本稿は、このうち「急激」の要件を検討する。わが国では、急激の要件は、一般に急激性要件ともいわれるが、これを正面から争点とする裁判例は多くない。しかし、問題がないのではなく、その概念ないし要件の内容が明確になっているかという点、なお不分明な部分が残っている。とくに熱中症や凍傷・凍死などの傷害およびその結果の発生に一定の時間がかかる場合に傷害保険の給付がありうるのかどうかの問題となる事案が見られる。これらは、一見したところ、一般的なケガを中心とした傷害というイメージからは離れ、急激に発生する傷害事故といえるのか疑問に感じられ

---

\* たけはま・おさむ 立命館大学法学部教授

ることがあり、従来、急激性要件を充たさないと解する見解も有力であった<sup>1)</sup>。しかし、他方で、被保険者は熱中症にかかることや凍死してしまうことを望んでいたわけではなく、被保険者の立場からは予想外の結果でもある。少なくとも被保険者にとっては偶発的な外来の事故であり、傷害ないしその結果の発生に至る最後の段階は急な事象のようにも思えるものである。これらの場合に急激性を認めてよい場合があるとする学説も有力に主張されてきた（後述Ⅱ.参照）。このように、この議論は傷害保険の保障対象となるべき「傷害」とは何か、何を保障対象にしているのかに関わる基本的な問題でもある。

最近では、冬季の気温が1℃ほどに低下するときに、被保険者がアルコールを大量摂取し、自宅内で裸で凍死した事案について、急激性を否定し、生命保険会社に対する災害関係特約の保険給付請求を棄却した判決がある（後述Ⅲ.2.⑦）。このように、気象・環境要因の影響により一定の時間の経過後に傷害およびその結果が発生する場合について、急激性要件は一律に充足されないとすべきものかどうか、急激性要件の内容を吟味しながら考察する。

## Ⅱ. 急激性要件の学説

### 1. 序 説

学説は、急激性について自動車事故による傷害のように明らかに短時間の間に傷害事故が発生する場合を中心に想定しつつ、他方で、時間的には必ずしも短時間とは言えず、むしろ緩慢あるいは漸次的に傷害事故が発生する事案をも傷害保険の給付対象となしうる統一的な概念規定を目指して模索している。前者の場合のみを傷害保険の給付対象とすると割り切る

---

1) 西島梅治「『凍死』と急激・偶発の要件」生命保険論集151号4-5頁（2005年）参照。江頭憲治郎・判批・ジュリスト1110号169頁（1997年）は、日射病など日常生活の中で生じる高温の事故については、予測・回避可能で急激性要件を充たさないのが通常であるとされる。

立場であれば、急激性要件が解釈上問題になることは少ないであろう。他方、後者を傷害事故といえるかどうかは、まさに急激性要件の概念規定の仕方による。

## 2. 時間軸中心説

急激な事故とは、実務上、原因から結果に至る過程において、結果の発生を避けることができないほど急迫した状態で発生する事故をいい、傷害を生じさせる事故の発生が突発的であって、傷害の原因事故が緩慢に発生するのではなく、原因となった事故から結果としての傷害までの過程が直線的で時間的間隔のないこととされる<sup>2)</sup>。通説的見解も、原因となった事故から傷害が発生する過程が直接的で時間的間隔のないことをいい、予見可能性および結果回避可能性を重視して急激性要件を考えるべきではないとする<sup>3)</sup>。急激性要件が緩慢に発生する傷害ないしその結果（キーバンチャーの踵鞘炎、靴擦れ、過労による障害、長時間にわたり有害物を吸引した中毒など）を除外する趣旨を有し、短時間内に傷害事故が発生することにより疾病原因との区別を簡明化する面があるからである。ただ、時間的間隔がどの範囲にあれば急激と認めるべきかは、画一的な純粹に客観的時間による判断基準ではなく、当該事案における予知と回避の可能性にも着目して相対的に判断されるべきであるともいわれる<sup>4)</sup>。この部分では、まさに純粹に時間軸のみで急激性を判断するのではなく、予知と回避の可能性が判断要素に加わるので、急激性概念からこれらの要素が完全に排除されるわけではない。熱中症や凍死・凍傷事案などがどのように判断されることに

---

2) 東京海上日動火災保険株式会社編著『損害保険の法務と実務 第2版』94頁（金融財政事情研究会 2016年）。

3) 山下友信『保険法（下）』197-198頁（有斐閣 2022年）。山下典孝「保険事故——急激性」山野嘉朗ほか『傷害保険の法理』42-44頁（損害保険事業総合研究所 2000年）もこの立場である。金澤理『保険法』286頁（成文堂 2018年）、江頭憲治郎『商取引法第9版』547頁（弘文堂 2022年）も基本的にこの立場であろう。

4) 山下（友）・前掲書198頁、潘阿憲『保険法概説 第2版』300-301頁（中央経済社 2018年）。

なるのか、この見解でも必ずしも判然としない。

### 3. 結果回避不可能説

急激性を傷害事故の回避可能性の有無により判断しようとする見解である。熱中症や低体温症などによる傷害に対する保険給付を視野に入れて、被保険者の症状が漸進的に悪化するような場合でも、被保険者の置かれた状況において傷害の発生の予見可能性、結果回避可能性を個別具体的に判断すべきであるという<sup>5)</sup>。時間的間隔の長さのみで急激性の有無を判断することは、熱中症や低体温症などによる傷害の場合、その発生までに時間的に緩慢さや漸進的な要素があり、急激性を否定する方向になりうるが、それらの発生は短時間ではないにしても回避可能性がない場合には、傷害保険給付が行われることが妥当であるから、これを含めるためには、結果回避可能性を基準にすることが妥当であるとする立場である。

この見解によれば、「急激」という言葉の通常の意味からは離れる。緩慢にまたは漸次的に傷害に至る場合、何が傷害事故といえるのか、また疾病原因との区別が容易にできるのかという問題を抱える。さらには、現時の傷害保険の約款は、被保険者の重過失免責を規定しており、被保険者の不注意が甚だしい場合に、主観的に回避可能性がない状態に陥っていたときには、どうなるのかという問題も生じ得る。

### 4. 偶然性等補完説

結果回避不可能説よりもいっそう徹底する立場としては、急激性要件は傷害事故の偶然性要件を補完する程度のもので、偶然性要件の側面として捉え、偶然に発生したといえる場合には、傷害保険給付の対象とすることができるという見解も従来から有力に唱えられている<sup>6)</sup>。かつて損害保険

---

5) 山野嘉朗「近時の事故・災害と傷害保険の適用範囲」損害保険研究76巻4号7頁以下、とくに16頁（2015年）。

6) 東京海上火災保険株式会社編『新損害保険実務講座 第9巻 新種保険（下）』改

会社の傷害保険約款には急激性要件がなかったし、生命保険会社の災害関係特約にも比較的遅くまで急激性要件は規定されていなかったこともその一つの証左にはなろう<sup>7)</sup>。被保険者の立場からすれば、自身が何らかの事故・事象により予期せざる身体の毀傷的結果を被ったときに、傷害保険の給付対象と考えることがありうるからである。その際の傷害保険における「傷害」概念は、事故とその結果としての身体傷害として区別されるのではなく、その全体を含む経過、すなわち、急激かつ偶然な外来の事故によって身体傷害を被ることという全経過が一個の傷害であり、傷害概念自体が傷害事故・身体傷害・傷害結果に3分して説明するのは適当ではないといわれる<sup>8)</sup>。

ここまで徹底すると、傷害保険給付が行われるべき理論的範囲は相当に広くなる。しかし、急激性要件は、偶然性要件に吸収されることとなり、約款規定上の文言としてはあまり意味を持たない。そして、疾病原因の傷害発生との区別をどのように行うのかが分かり難くなることは否めないであろう<sup>9)</sup>。

〔訂版〕22頁(有斐閣 1968年)〔奥川昇・渋谷克彦〕、林輝榮「傷害保険の法的構造」田辺康平・石田満編『新損害保険双書 3 新種保険』353頁(文真堂 1985年)。石田満『商法Ⅳ(保険法)[改訂版]』347頁(青林書院 1997年)は、時間軸中心説を主張しつつ、回避可能性などを入れることに疑問を呈し、急激性を削除しても解釈としては異ならないといわれる。

7) 損害保険会社の傷害保険約款に急激性要件が一般的に導入されたのは、1947年の統一約款であるとされる(吉澤卓哉『傷害保険の約款構造』190頁(法律文化社 2020年))。一方、生命保険会社の災害関係特約については1983年の約款改定時に急激性要件が加えられたとのことである(牧純一「生命保険生保災害関係特約の「不慮の事故」の定義と現状」勝野義孝先生古希記念論文集『共済と保険の現在と未来』331頁(文真堂 2019年))。

8) 山下文「傷害保険契約における傷害概念(一)」民商法雑誌75巻5号48頁(1977年)。

9) 古瀬政敏「生保の傷害特約における保険事故概念をめぐる一考察」保険学雑誌496号130-131頁(1982年)は、予測不能は偶発性の概念に含まれ、漸進的作用でも不可避の場合があるので、不可避性と急激性は完全に一致しないと指摘し、急激性概念は主として外来性概念を補完し、また偶発性概念を補完するものとして、保険契約者との間の無用のトラブルを防ぐ意味で有益であるという。原因事故から身体への作用の間に時間が空くと外来原因なのか真相が不明になり、また予測不能性も被保険者の主観が問題になるので、

## 5. 「事故性」重視説

保険実務では原因事故発生について偶然性が認められる「事故性」のある事案は、予見可能性や結果回避可能性を勘案して、急激性を緩やかに判断し、場合によってはほとんど考慮しないこともあるという認識のもとに、原因事故の事故性が強く、予測可能性や結果回避可能性がないときは、時間の短さはさほど必要ないという見解である。この解釈は、約款文言の拡大解釈となるが、事故性のある原因事故によって生じた身体障害を担保するという傷害保険の趣旨に沿い、保険者および保険契約者の双方の契約意思に合致しているという<sup>10)</sup>。

この見解は、結果回避不可能説と偶然性等補完説の中間の立場に位置付けられよう。しかし、「事故性」という概念が必ずしも明らかではない。傷害保険の原因事故には「事故性」あるいは「事故に匹敵するような重要性」が必要であるといわれる<sup>11)</sup>が、その内容は傷害保険の保険事故概念とどのような関係に立つのか不明である<sup>12)</sup>。結局、「事故性」とは、一般に事故と見られるような出来事を指すように思われる。そうすると、急激かつ偶然な外来の事故という傷害保険の3要件を「事故性」の有無に、とりわけ急激性要件については「事故性」の有無に吸収して判断する考え方になり、急激性要件の意味は偶然性等補完説に近づいて行くことになるのであろう。

---

∨時間的間隔があくと真実が分からなくなる。急激性要件は、このような紛争防止に有益であるという。もっとも、理論上は、傷害概念にとって短時間性が不可欠ではなく、被保険者にとって予見できなかった傷害や日常経験上通常の経過から外れた受傷であれば、傷害概念に含めてよく、事故から身体傷害までの時間的間隔があるものを除く必要はないともいう。したがって、この見解は、理論的には、偶然性等補完説に属する見解であろう。

10) 吉澤・前掲書153-154頁。

11) 吉澤・前掲書53-55頁。

12) 山下（友）・保険法（下）196頁注36）は、この事故性という概念は、外来性の要件に関していかなる事実在即して外来性を判断するかという独自の問題設定に基づく解決を図ることを主眼とするものと見られるが、約款作成においても意図されていなかった新たな要件を持ち込むものであると批判的に指摘されている。

### Ⅲ. 判例の動向

#### 1. 序 説

急激性要件を主要な争点として判示した最高裁判例は見当たらず、下級審判例も少ない。したがって、判例が急激性要件につきどのような解釈を採用することとしているのかは、必ずしも明確ではない。しかし、傷害保険における給付対象となる傷害を画する急激性要件は、数少ない裁判例ではあるが、とくに熱中症や凍死など、傷害事故の作用がある程度時間のかかる事案において解釈問題になっており、以下では、それらを中心に概観し、急激性要件に言及する若干の判決例も併せて紹介する。

これまでの判決例は、急激性要件を概ね時間軸中心に解釈し、傷害結果の予測・回避可能性の要素を加味して判断する傾向が見られる。概ね時間軸中心説が採られているように思われる。

#### 2. 判決例における急激性要件

##### ①東京地判平成9・2・3判タ952号272頁

定期保険付普通終身保険の災害割増特約および傷害特約に基づく災害死亡保険金請求事案  
過労死事件

##### 〔判旨〕

「事故の急激性とは、事故から結果（傷害）の発生までに時間的間隔がなく、事故の通常の経過に際して被保険者が傷害事故の結果を自己への作用の瞬間にもはや回避し得ないような状況にあることをいうものと解すべきであり、事故が漸進的・反復的作用によるものであるときには、被保険者がその毀傷的な結果を予見し回避することが可能であるから、急激であるということとはできない。」

「不慮の事故による傷害は、右の「急激」かつ偶発的な外来の事故により

身体傷害を被ることであり、いわゆる身体的完全性の毀損がこれに当たり、敗血症、凍傷、日射病、中毒、窒息のほか、原告が亡Aの死亡原因であると主張する急性心筋梗塞等の疾病も右「傷害」に含まれることがありうる。しかし、これを惹起した過重労働は長時間の持続的・反復的作用として進展するものであり、いかなる手段を尽くしても避け得ないといった急迫性を有するものではないから、過重労働による死亡は、事故ないし事故の作用が急激に生じた場合には当たらないというべきである。また、原告は、亡Aが死亡前日に発注元から強く叱責されたことをもって異常な出来事があった旨主張するが、そのような事態は通常ありうることで、異常な出来事とはいえない。原告の主張によれば、亡Aは右経過を経て、過重労働に起因する急性心筋梗塞により死亡したものであるから、亡Aの死亡は、右の急激性の要件を欠き、本件各特約上の「不慮の事故」には当たらない。

原告は、急激性の要件は、「不慮の事故」該当性の判断において、本質的なものではないと主張する。しかしながら、従前、生命保険契約における傷害特約及び災害割増特約の約款文言に急激性の要素が当然に含まれているものと一般に解されていたためであり、一方、現行約款においては、解釈上の疑義を避けるため、急激性の記載が明文で付加されているのであるから、右要件を考慮する必要がないとはいえない。本件約款において、ガス等による中毒が不慮の事故とされているのは、急激性の要件を不要とする趣旨ではなく、右中毒による死亡についても、急激性の要件を充たした場合に はじめて保険金が支払われるとする趣旨であることはいうまでもない。

## ②名古屋高判平成14・7・3裁判所ウェブサイト

### 傷害保険普通保険約款による傷害保険契約の事案

73歳の被保険者が、宴会において普段よりも多量に飲酒し、短時間後に浴室内で腹筋運動等を行った後に入浴し、末梢血管が拡張して急性心不全を発症し、意識レベルが低下し湯を誤飲・溺死の事件。判旨は、急激性は認



めるようであるが、偶然性がないとして請求棄却。

〔判旨〕

「事故の急激性とは事故から傷害（死亡を含む。）発生までの時間的間隔がないことをいい、事故の偶然性とは被保険者にとって予知できない原因から傷害の結果が生じることをい」う。

「被保険者が、その行動が傷害の原因となることを予知し得るのに、その行動をとったため傷害の結果が生じた場合であっても、傷害の結果や発症する疾病を具体的に予知していなければ偶然性の要件を満足すると考えるのは相当ではない。なぜなら、このような傷害は、被保険者がその結果等について深く考えずに行動したときに生ずるのが一般であるから、このような場合にまで結果等の予知がないとして偶然の事故による傷害であると認めるなら、偶然性を要件とした意味が失われかねないからである。」

③東京地判平成17・6・10 保険毎日新聞2005年10月18日3頁

東京の会社の代表取締役が北海道旅行後、2カ月近く経過して河川敷で凍死遺体となって発見された事案。自殺の可能性もありうるが、定かではないとされた事件。傷害保険契約の事件。凍死であれば、当然に急激性が認められるという立場ではない。凍死に至る事情が分からず、急激性の立証ができていないとするものである。請求棄却。

〔判旨〕

「亡Aは、石狩川の遺体発見地点で発見され、その直接の死因は凍死であったものの、遺体が発見されたのは亡Aが行方不明になってから2カ月近く経過した後であり、亡Aがどこでどのようにして凍死したのかは明らかとはいえないし、急激な外来の事故といえるような事態が生じたかどうか、それによって凍死を余儀なくされたか否かも全く不明である。そして、凍死に至るまでは一般に一定の時間がかかることを考え合わせると、亡Aが急激な外来の事故によって死亡したことを認めることは困難であるといわざるを得ない。」

④東京地判平成 20・3・13 D1-Law.com 判例体系 判例 ID 28110745

普通傷害保険契約に基づく死亡保険金請求。71歳の被保険者が沢に転落、岸に上がれず、低体温症で死亡の事案。やや時間がかかる傷害結果であっても回避可能性の観点から急激性を認める立場の判決。

〔判旨〕請求認容。

「沢に落ちたFが、岸に上がる場所を探して歩き回る内に体力を消耗して、沢の水に浸かったまま岩場に倒れ込むことや、その結果低体温症に陥ること、さらに、発見が遅れて死亡に至ることは何れも通常ありうることである。よって、転落事故とFの低体温状態との間には相当因果関係があると認められる。」

「急激性の要件における、「時間的間隔」がないとは、事故が発生した当時の具体的状況に照らして、原因たる事故の発生と結果たる傷害の発生との間に、結果を回避ないしは軽減するための時間的間隔がないことを意味すると解すべきであり、本件において、Fが沢に転落してから死亡という結果が生じるまでは一連の出来事であって、この意味での「時間的間隔」はないというべきである。」

⑤東京地判平成 23・5・13 生保判例集23巻247頁

ウエストロー・ジャパン 2011WLJPCA05138009

個人定期生命共済の災害特約に基づく災害死亡共済金800万円の請求事案

原告は、被共済者（37歳）が自室のロフトで就寝中に発症した熱中症自体が、本件約款別表2分類項目14本文の「自然及び環境要因による不慮の事故」に当たると主張。

被告は、同項目のただし書の除外事由「過度の高温中の気象条件によるもの」により保障範囲から除外され、また急激性要件を欠くと主張。

〔判旨〕

まず、判旨は、急激性要件について「事故から結果発生までに時間的間隔がなく、事故から結果発生を予見・回避できないこと（急激性）」と定義する。

「本件規約別表2は、分類項目14本文において「自然及び環境要因による不慮の事故」を外因による事故としつつ、同ただし書において「過度の高温中の気象条件によるもの」を除外しているところ、……その趣旨は、「過度の高温中の気象条件による」事故については、人為的原因によるものと異なり、通常、過度の高温になるまでに相当の時間的間隔があり、その間に結果発生を予見して回避行動を取り得るから急激性を欠く場合が多いことなどに鑑み、比較的低廉かつ定額の掛金で災害による死亡に対して割増死亡共済金を給付する災害特約制度の制度設計として一律に支払対象から除外する趣旨と解される。」

「本件では、……ロフトにおいて亡Bが発症した熱中症等による高度の脱水と亡Bの死亡との間に相当因果関係が認められる可能性はある。しかし、亡Bの熱中症等による高度の脱水は、発見前日からの気象条件としての高温、直射日光並びに最低気温25℃を超える熱帯夜の気温等により、屋根等を通じて伝わった熱等で徐々に高温となっていたロフトにおいて、窓を閉め切った状態で就寝したことによるものと推認され、それ自体は昭和54年分類提要のいう「日射病の原因となった過度の高温」と同様、本件規約中の「過度の高温中の気象条件によるもの」といわざるを得ない。

また、前日及び前夜の就寝前の気象条件等に鑑みても、亡Bがロフト内において高度の脱水症状になるまでには相当の時間的経過があったものと認められ、同人が死亡時37歳の壮年であったことに鑑みれば、就寝前に窓を開け、クーラーを使用するなど回避行動をとり得たことも十分に考えられ、急激性の要件を認めるにも疑問があるといわざるを得ない。」

⑥盛岡地水沢支部判平成23・7・12生保判例集23巻400頁

養老生命共済の災害給付特約および災害死亡割増特約に基づく各500万円の請求に対する農協側の債務不存在確認請求。

〔判旨〕

「被共済者は死亡日の4年前ころから突発性間質性肺炎を発症し、死亡日

の6日前ころ……には突発性間質性肺炎に起因する肺炎を発症し、死亡日の2日前……にはCO<sub>2</sub>ナルコーシスを発症し、その症状が憎悪して死亡に至った」。

「突発性間質性肺炎とは、粉塵の吸入等の何らかの原因で、肺胞を隔てる壁の部分（間質）に炎症が生じる病気であり、時間の経過とともに、徐々に間質の線維成分が増え、線維化という、組織の柔軟性が失われる病変が、間質を中心に生じる病態であるから、仮に、被告が主張するように、被共済者において粉塵を吸入したことにより突発性間質性肺炎を発症したことを前提としても、粉塵の吸入による突発性間質性肺炎の発症まで、そもそも相当の期間が経過している可能性がある上、突発性間質性肺炎から被共済者の死亡日の6日前である肺炎の発症まで約4年を要しているから、「災害」の要件である急激性を欠くと認められる。

なお、被告は、被共済者の粉塵吸入が発症の4年前であっても、肺炎及びCO<sub>2</sub>ナルコーシスの発症が急激であったから、急激性の要件を満たす旨主張するが、肺炎及びCO<sub>2</sub>ナルコーシスの発症による被害を「災害」と捉える場合には、そもそも、「災害」の要件である「外来」性を欠く。「被告は突発性間質性肺炎、肺炎及びCO<sub>2</sub>ナルコーシスを一連のものとして捉えるべきである旨も主張するところ、仮にそのように考える場合であっても、外来性の要件は粉塵吸入により肯定されるものの、突発性間質性肺炎の発症から肺炎の発症まで相当期間が経過しているから、急激性の要件を欠く。」

⑦福岡高判令和1・10・24 LEX/DB 25593123<sup>13)</sup>

終身共済契約の災害給付特約および災害死亡割増特約に基づく共済金請求事案

被共済者が冬場の自宅内で全裸状態で死亡。判旨は凍死と認定。

---

13) 本件については、武田典浩・保険事例研究会レポート348号1頁以下（2022年）〔潘阿憲・コメント9頁以下〕、露口貴司・同誌同号11頁以下の判例研究を参照。

〔判旨〕

「急激性とは、事故から結果（被害）の発生までに時間的間隔がなく、事故の通常の経過に際して被共済者が事故の結果を事故の作用の瞬間にもはや回避し得ないような状況にあることをいうと解するのが相当である。

体温の低下による身体症状の経過をみると、……体温が35度までは緩やかに低下して、その間にふるえ、全身倦怠感、寒気等の症状が生じ、体温が35度から30度までは比較的急激に低下して、その間に意識混濁、徐脈等の症状がそれぞれ生じ、体温が29度以下で生命の危険な状態に至るとされている。

このように、寒冷暴露によって直ちに意識混濁等といった重篤な症状に至るわけではないことに加え、Aが自宅内にいたことも併せ考慮すれば、Aが体温の低下により重篤な症状に至るまでには相当な時間を要したものと推認される。そうすると、Aが低体温症に至るまでの経過は漸次的であり、Aの低体温症の原因となった寒冷暴露による身体に対する作用は、回避し得ないようなものであるとはいえないから、それ自体として急激なものであったということはできない。

もっとも、仮に上記両日における気温の低下が突発的なものであり、それによって寒冷暴露から低体温症への罹患までの過程が急激に進行したという事情があるのであれば、そのような気温の低下を急激性を基礎づける事情として考慮する余地がないわけではないが、本件において、上記両日における気温の低下が突発的なものであったとか、そのためにAの寒冷暴露から低体温症への罹患までの過程が急激に進行したと認めるに足りる証拠はない。」

⑧東京地判令和元・12・25 2019WLJPCA2258022

70歳代の被保険者の階段踏み外し事故（本件事故1）や2度の転倒につき生命保険契約の傷害特約にいう不慮の事故に当たるかが一つの争点。本件事故1の存在を認める証拠がないとされている。

〔判旨〕

「『不慮の事故』とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいうところ、『急

激』とは、原因から結果に至る過程において、結果の発生を避け得ない程度に急迫した状態を意味するものと解するのが相当である。そして、原告らの主張によっても、本件転倒1と本件転倒2には約2週間、本件転倒2と本件事故1には約3か月もの間隔があるのであり、また、原告X1が転倒したという態様や同転倒に至る経緯も全く異なるのであるから、それら相互の関連性は認められないというほかない。したがって、これらを一連のものとして捉えて、原因から結果に至る過程において、結果の発生を避け得ない程度に急迫した状態と観念することはできない。よって、本件転倒1、本件転倒2及び本件事故1を一連のものとした本件事故2は、そもそも『不慮の事故』には当たらないというべきである」。

### 3. 小 括

判決例の主流における急激性要件は、⑦福岡高判令和1・10・24が述べるように、「急激性とは、事故から結果（被害）の発生までに時間的間隔がなく、事故の通常の経過に際して被共済者が事故の結果を事故の作用の瞬間にもはや回避し得ないような状況にあることをいうと解するのが相当である。」とするものであろう。これを短く表現すると、⑤東京地判平成23・5・13がいう「事故から結果発生までに時間的間隔がなく、事故から結果発生を予見・回避できないこと」となり、やや長く表現すると、①東京地判平成9・2・3がいう「事故の急激性とは、事故から結果（傷害）の発生までに時間的間隔がなく、事故の通常の経過に際して被保険者が傷害事故の結果を自己への作用の瞬間にもはや回避し得ないような状況にあることをいうものと解すべきであり、事故が漸進的・反復的作用によるものであるときには、被保険者がその毀傷的な結果を予見し回避することが可能であるから、急激であるということとはできない。」となる。

急激性は、傷害事故の作用の瞬間（時間的間隔がない場合）に事故の結果をもはや回避し得ないような状況にあることとしてまとめられている。通常の意味で「時間的間隔がない」という場合がこの定義の前提になって、

およそ事故の傷害への作用が瞬時的ないし短時間であることが意味されているように見える。ただ、これをもう少し説明すると、④東京地判平成20・3・13がいうように、「急激性の要件における、「時間的間隔」がないとは、事故が発生した当時の具体的状況に照らして、原因たる事故の発生と結果たる傷害の発生との間に、結果を回避ないしは軽減するための時間的間隔がないことを意味する」となる。この表現になると、「時間的間隔がない」とは、必ずしも事故から傷害への過程が瞬時または短時間というわけでもない。

このような急激性の定義は、自動車事故による傷害のように、時間的間隔を置かずに傷害が生じることが通常である場合を中心に想定しつつも、傷害事故・出来事が漸進的・反復的に作用する場合にも、急激性を認め得る解釈になっていると考えられる。後者は、急激という言葉の通常の意味とは異なる。その意味で、判決例は、急激性について事故から傷害の過程が瞬時または短時間の通常の場合とその過程にもっと時間がかかる特別の場合を区別せず、併せて統一する解釈をしているといえよう。この点は、従来の学説と同様のアプローチである。このことが、急激性要件の判断に当たって、やや曖昧になる面を残すことになっているのではないかと思われる。

学説上、時間をかけて緩慢に傷害が生ずるこの特別な場合まで「急激」というのであれば、そのことが、急激性要件は保険給付の可否の判断に当たって、事実上、重視されておらず、傷害事故の偶然性要件などに吸収されて判断されているのではないか、あるいは不要な要件ではないかという見解が生じる原因になっているように思われる。

この点について、すでに外国法の比較法研究が相当に行われてきたが<sup>14)</sup>、最近、傷害保険の約款が改訂されたドイツ法の状況および動向に興味深い部分が見られるので、これを紙幅の許す範囲で瞥見しようと思う。

---

14) 林・前掲論文351-353頁、山下(典)・前掲論文32頁以下、西島・前掲論文5頁以下等参照。

## IV. ドイツ傷害保険約款における急激性（Plötzlichkeit）要件

### 1. 立法の経緯

2008年改正前の1908年ドイツ保険契約法は、わが国と同様に、傷害保険契約における傷害の概念を規定していなかった。当時の立法者は、これが可能であるとも、必要であるとも考えず、疾病保険および就労不能保険との区別を含めて、むしろその概念規定を保険約款に委ねていた<sup>15)</sup>。したがって、かつては個々の保険者がそれぞれ異なる概念規定を設けており、ようやく1904年にドイツにおいて営業する傷害保険者の料率協定の普通保険約款（AVB）が統一的な概念規定を使用し、「すべての、医的に確実に認識可能な身体的毀損であって、被保険者が自己の意思によらず外来で急激に自己に作用する出来事によって害される」ことを傷害と表現したとされる<sup>16)</sup>。その後、1910年、1920年の約款改定があるが、それ以降、今日まで変更されていない傷害概念の定義が用いられているといわれる。それによれば、「傷害が存在するのは、被保険者が急激に外から自己の身体に作用する出来事によって自己の意思によらずに健康侵害を被るときである」<sup>17)</sup>。2008年保険契約法（以下、「新 VVG」という）は、178条2項1文においてこの傷害概念を受け継ぎ、立法上の定義をしたが、傷害概念の従来理解を何ら変更していないといわれる<sup>18)</sup>。その意味は、この規定が、強行規定でも、片面的強行規定でもなく、従来と同様に、免責条項または危険包含条項を保険約款または個別合意において定めることを排除していないということである<sup>19)</sup>。新 VVG178条2項は、「傷害が存在するのは、被保険者が急激に外から自己の身体に作用する出来事によって自己の意思に

15) Motive zum Versicherungsvertragsgesetz, 1908 (Nachdruck 1963) SS.241-242.

16) Grimm/Kloth, AUB 6. Aufl., 2021, Ziff. 1. Rn.17.

17) Grimm/Kloth, a.a.O., Rn.17.

18) Grimm/Kloth, a.a.O., Rn.17.

19) Grimm/Kloth, a.a.O., Rn.17.



よらずに(unfreiwillig)健康侵害を被ったときである。自己の意思によらないことは、反対の証明があるまでは推定される。」と定めている。

## 2. 判例の見解

ドイツの連邦通常裁判所(BGH)の判例は、急激性要件について複線的な解釈をする。まず、傷害を生じさせる事象・事故が短時間内に生じているときは、被保険者の予期の有無などを問題とすることなく、つねに急激性を認める。この点は、通説と同様である。たとえば、自己の意思に基づく麻薬注射による受傷であっても、その行為自体は短時間内に行われている以上、傷害概念の時間的要素を満たし、急激性要件は充足するという<sup>20)</sup>。

次に、その事象・事故が短時間内に起こっていない場合は、受傷者にとってそれが予期せず、不意でかつ避けられない出来事も保険保護に含まれるという。古い判例であるが、病院での40分間のレントゲン照射による火傷の事案について、「その出来事とその毀傷的作用を即座に、瞬時に現したときだけでなく、その作用が比較的短時間を含む継続状態において身体傷害を生じさせ、この作用が受傷者にとって不意のことで、予期せず、予測せずに発生している限りは、毀傷的出来事の要求される「急激な」作用が存在する。……急激性の概念は、決して急速の概念に尽きるものではなく、むしろ、予期していないこと、予測しなかったこと、避けられなかったこと概念を本質的な指標として含んでいる」としていた<sup>21)</sup>。

新VVG178条2項の立法理由は、急激な作用の要件が従来最上級審判例と一致していること、すなわち、保険保護を生じさせる出来事が被保険者にとって予期せず、不意に、それゆえ避けがたく発生し、したがって、事象経過の時間的要素に優越的または決定的な意義を置くものではないと述べている<sup>22)</sup>。しかし、BGH判例は、立法者が傷害概念について従来の

---

20) BGH 16.10.2013 VersR 2014, 59.

21) RG 21.11.1919 RGZ 97, 189.

22) BT-Drucks. 16/3945 S.107.

判例を変更しようとしたことを意味しないといい、むしろ立法者は新 VVG178条2項において明確に伝統的な、判例の形成した傷害概念を条文化しており、従来の判例との一致を認め理解しようとしたものであると解している<sup>23)</sup>。さらに、急激性要件を予期せぬことのみまたはこれに優越性を与える解釈は否定しており、「急激に」は、「予期せず」または「不意に」の意味だけではなく、「速く」、「急速に」または「突然に」の意味でも理解すべきであるという。「予期せず」などの主観的要素を急激性に一般的に読み込む解釈は、「自己の意思によらずに (unfreiwillig)」の要件との混合になると指摘する。これを認めると、新 VVG178条2項2文が、「自己の意思によらないことは、反対の証明があるまでは推定される。」と定めている立法者意思に反するという。傷害事故の急激性要件に保険契約者の主観的要素（予期しなかったこと、予見できなかったこと、回避できなかったこと）を一般的に要求すると、自己の意思によらなかったことまで保険契約者側が証明する必要に迫られ、間接的に証明責任が転換されることになるからである<sup>24)</sup>。

理論的には、以上のような判例理論の整理が可能であるが、下級審の判例では、必ずしもすべてが理論通りの結論を認めているわけではなく、不一致も見られ、学説から批判を受けるものもある<sup>25)</sup>。

### 3. 学説の反応

学説上も、予期されないという要素は、傷害事故・事象が短時間内に作用したのではないときでも、傷害を肯定できることになるが、それは短時間内の作用に加えて重疊的要件として解すべきではないと指摘されてい

---

23) BGH 16.10.2013 VersR 2014, 59.

24) 以上について、BGH a.a.O.

25) 多数の判決例の紹介検討は、Vgl. Bruck/Möller/Leverentz, VVG 9. Aufl., 2010, § 178 Rn.89 ff.; Langheid/Wandt/Dörner, Münchener Kommentar zum VVG, Bd. 2, 2. Aufl., 2017, § 178 Rn.72 ff.; Schwintowski/Brömmelmeyer/Ebers, Praxiskommentar zum VVG, 2021, § 178 Rn.8 ff.

る<sup>26)</sup>。主観的要素が検討される傷害事故は、やはり毀傷的作用が短時間内に生じていない場合であり、短時間内に毀傷的作用が生じているときは、そのことだけで急激性要件は充足されると解される。急激性要件は、その意味で、複線的に解する見解(急激性概念の二重性(Dualität)<sup>27)</sup>という文献もある)が素直な見方であろうし、ドイツの最有力な見解であると見られる。

反対に、急激性の解釈について主観的要素を重視する見解も少数説ではあるが、存在している。急激性の概念は、保険契約者の観点から、単なる時間的要素以上のものを含み、同時に意外性、(短時間の)事象経過の予期していなかったことを含むという。これは、通説が保険契約者の意欲し意図した行為も短時間内に発生すれば傷害事故と見ることに反対するものである。急激性は、主観的観点から予期されずに発生する事象経過が重要だからであるという<sup>28)</sup>。しかし、この点については、上述のとおり、自己の意思によらずに傷害結果が生じたことの推定規定が新VVG178条2項にあり、主観説によると、間接的に証明責任の転換になりうること、傷害結果が自己の意思によらないことの要件と傷害事故の急激性要件とを混合することになるうえに、予見可能性の有無を強調し過ぎると、自動車運転やスポーツ種目などでは、つねに傷害事故の予見可能性があると考えられることから、判例・通説から批判を受けることになっている。

急激性要件の存在理由が、傷害保険の保険保護範囲を、長期間にわたる外界からの作用により被保険者に健康侵害を生じさせるものから区別することにある<sup>29)</sup>とすると、急激性の解釈を複線化することは、その趣旨に沿う考え方でもあるといえよう。やや長めの作用ではあっても時間的限定のある程度考慮しつつそれを超えるものは除外することになるからである。たとえば、鉱山での長年の仕事による塵肺やセメント工場での長年の仕事

---

26) Prölss/Martin/Knappmann, VVG 31. Aufl., 2021, § 178 Rn.14.

27) Jacob, Unfallversicherung AUB 2020 3. Aufl, 2022, Ziff. 1 Rn.6 は批判的な意味合いをもって二重性というものと見られる。

28) 以上については、Jacob, aa.O. Rn.5.

29) Langheid/Wandt/Dörner, aa.O., Rn.72.

によるアスベスト症に罹患した場合は、傷害保険の保険保護範囲には入らないとされる<sup>30)</sup>。

要するに、急激性要件を複線的に解する見解にあっても、毀傷的作用が緩慢に生じうる場合、長期に及ぶものは、やはり急激性を有しないと解されている。急激という言葉の意味からも限度があるとされる<sup>31)</sup>。一つの立場は、その時間枠は1時間程度であるという<sup>32)</sup>。ただ、その作用が1時間程度継続することによって生じる傷害結果は、実際に翌日や後日に生じてもそれは傷害保険の保護対象になりうるという<sup>33)</sup>。もっとも、この点については、裁判例は、結論において必ずしも一致しているわけではない。たとえば、生コンに1時間半ほど膝をついていて腐食作用の被害を受けた場合を急激と解する判決（LG Bayreuth v. 9.11.2005 VersR 2006, 1252）がある一方で、1時間程度の洗浄作業における揮発溶剤の吸引に急激性を否定するもの（OLG Koblenz v. 17.4.1998 VersR 1999, 436）もある。ただ、これらは回避可能性の点を考慮すると、急激性を否定することになりうるようにも思われる。

#### 4. 最近の約款改訂

ドイツ保険業協会（GDV）の2020年12月作成の普通傷害保険約款（AUB 2020）では、基本の傷害概念自体は変更がない。しかし、傷害保険保護を拡大する約款規定が改訂され、とくに気体の吸引による受傷の場合に、急激と判定する時間枠を保険者各社の判断によって約款規定に書き込む方法が採用された点が注目される。これは、短時間内の作用ではなく、緩慢に被保険者に影響を及ぼす作用について、どこまで急激性要件に含めるかを

---

30) Langheid/Wandt/Dörner, aa.O., Rn.72.

31) Prölss/Martin/Knappmann, aa.O., Rn.14; Schwintowski/Brömmelmeyer/Ebers, aa.O., Rn.9.

32) Schubach/Janssen, Privat Unfallversicherung, 2010, 1.3. AUB 2008, Rn.25.

33) 急激で短時間に完結する事故とそれが作用した結果としての傷害の発現は、理論的には、相当に時間的間隔があくことが考えうるが、この場合をどう扱うかは、その事故と結果との間の因果関係の立証問題を含めて問題になりうるであろう。

各保険者の判断に任せた規定となっている<sup>34)</sup>。下記の1.4.1および1.4.5は、AUB 2014の1.4および1.5と変わりはないが、同条項中のその他は新たに設けられた規定である。

### 1.3 「傷害は、被保険者が

- 急激に外から自己の身体に作用する出来事（傷害事故）によって
- 自己の意思によらずに健康侵害を被ったときに、存在する。」と定める。

次に、「1.4 拡大した傷害概念」の規定の下で、

「1.4.1 過度な努力 (Erhöhte Kraftanstrengung)」として

「次のものも、被保険者が過度な努力によって

- 手足または脊柱の関節を脱臼したとき  
例：被保険者が重い物を持って、肘関節を脱臼する。
- 手足または脊柱の筋肉、筋、靭帯または被膜を遠えまたは断裂するとき  
例：被保険者が懸垂において前腕の筋肉組織を遠える。

傷害が認められる。

半月板および椎間板は、筋肉、筋、靭帯でも被膜でもない。それゆえ、これらはこの規定によっては含まれない。

過度な努力は、日常生活の通常の行為を超える筋肉使用の活動である。筋肉使用の判定基準になるのは、被保険者の個人的身体状態である。

### 1.4.2 蒸気およびガス

放出する気体成分による健康侵害も、被保険者が知らずまたは回避できずに X時間内の作用に曝されたときには、傷害と認められる。(下線は筆者による)

仕事および職業上の疾患は除外される。

### 1.4.3 水中の傷害

被保険者が水中にあって自己の意思によらずに

---

34) 以下の AUB 2020 の約款規定は、Jacob, a.a.O., SS.21-22 による。

- 一 窒息死，溺死または
- 一 潜水による健康侵害を  
被ったときも，傷害が認められる。

例：潜函病，鼓膜毀損。

#### 1.4.4 救助措置における健康侵害

被保険者が（適法の防御）または人，動物または物の救助の作業に際して被る健康侵害を認識しつつこれを容認しているときも，傷害が認められる。

#### 1.4.5 給付義務の限定

一定の傷害および健康侵害については，当社は給付をしないまたは制限した給付のみを行うことがある。

したがって，疾病および身体的欠陥の協働（Ziff.3）および免責事由の諸規定を注意して下さい。」

## V. 結 語

ドイツ法における急激性要件の複線的解釈は，わが国の傷害保険事故の急激性要件の解釈にも参考にできよう。傷害を生じさせる事象作用（毀傷的作用）が瞬時または短時間に働くときは，傷害保険事故の急激性要件をそのみで満たすと解することができる。急激という言葉の一般的な意味内容に即した使用となり，通常，保険契約者にもその通りに理解でき，保険者としても用語の意味に問題はないであろう。

他方，毀傷的作用が緩慢に被保険者に働き，それが必ずしも短時間とは見られない，ある程度の時間，持続した結果，被保険者に傷害結果が生じる場合は，その毀傷的作用が生じることが被保険者にとって（客観的，抽象的には予見可能であったとしても）実際には予見・予測できず，不意であって，回避できなかつたときは，それが長期間にわたる事象の結果でなければ，急激性要件を充足するという解釈を採用することが契約当事者の意思

解釈として可能ではなからうか。長年の仕事や作業による健康侵害は、一般的な傷害保険の保護範囲からは除外されるという意味で、かかる解釈は、急激性を要件とする趣旨に叶うと考えられる。

わが国の傷害保険における急激性要件の解釈としては、どれほどの時間の範囲であれば、急激性の主観的要件を充たすことになるのか、明確にすることは容易ではないが、実際の予見・予測可能性だけではなく、回避可能性を加えることにより相当に長期にわたる毀傷的作用に対してはこれを回避することが相応に可能であるから、事案の性質に応じた対応が可能になると思われる。ドイツ法の一つの学説がいうように、1時間という範囲を基準にすることは、傷害保険約款に時間を明定する場合は別であるが、当事者意思の解釈から直ちに導き出すことは難しいと思われる。

本稿は、結局、急激性要件の解釈として複線化を主張するものである。わが国の急激性要件に関する従来解釈は、上述の主観的要件を含めて一本化する見解が中心であったと思われるが、それでは、客観的に急激な事故の場合にまで主観的要件を加重することになりかねないだけでなく、緩慢な毀傷的作用の場合を急激性の一律の要件にまとめ上げようとし過ぎて、解釈としての不明確性、不安定性を生じさせていたのではないかと思う。緩慢な毀傷的作用の場合、率直に、別の基準で「急激性」の有無を判断する方が簡明ではないかというのが本稿の立場である。その結果、傷害保険の保障対象は、実際の予見・回避可能性を要件として、時間的には瞬時とは異なるやや長めの<sup>35)</sup>毀傷的作用の結果までも含める場合があると解することが妥当ではないか、それを傷害保険の傷害事故という概念に含めることが契約当事者の一般的な理解に沿うのではないかと考えるものである。

**【追記】** 生保・金融法制研究会（座長・洲崎博史教授）において本稿に基づく報告の機会を得、諸種の貴重な意見を頂いた。ここに記してお礼を申し上げる。

---

35) 通常は数時間程度が想定されるが、極端な事例では、数日の範囲までがありうる限度ではないかと思う。